

徳島県外郭団体見直し方針

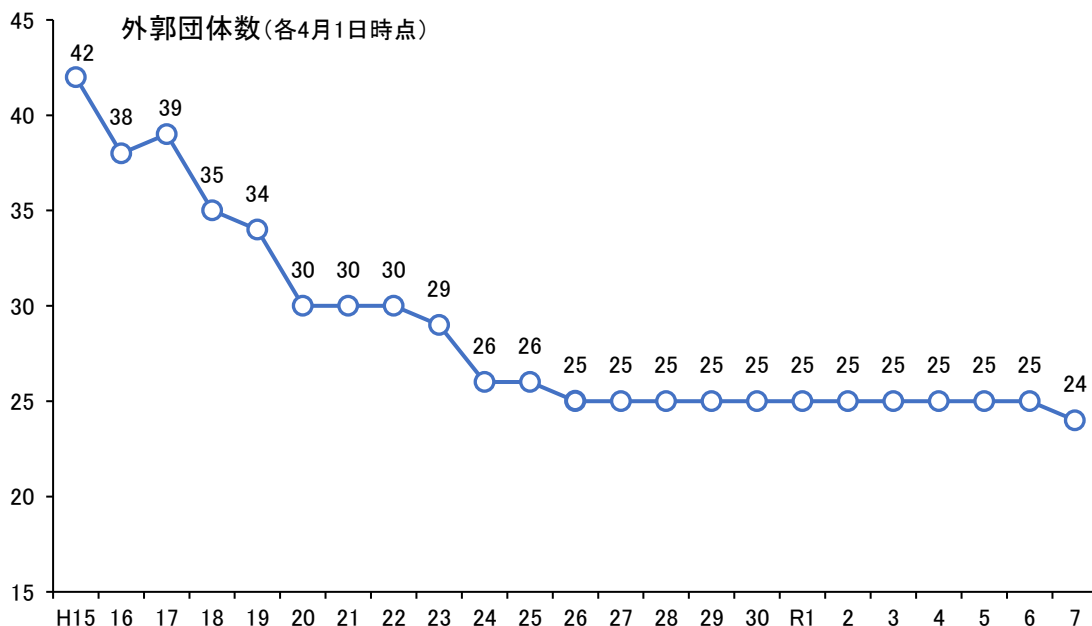
本方針は、徳島県における外郭団体の必要性や県との役割分担を改めて精査し、外郭団体のあり方の見直しを行うための基本的な考え方を示すものである。

第 1 これまでの取組

徳島県では、平成 16 年 6 月に策定した「外郭団体見直し等の基本方針」を踏まえ、各外郭団体において平成 27 年度までの 3 期にわたり「経営改善計画」を策定し、外郭団体の存廃を含めた抜本的な見直しや経営改善に取り組むとともに、役職員数や県補助・委託金の半減など、大幅な「経営のスリム化」を実現してきた。

また、平成 26 年 8 月の総務省通知「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」も踏まえ、平成 28 年度からは県が策定する「地方創生・経営健全化指針（第 1 期：平成 28 年度～平成 30 年度、第 2 期：令和元年度～令和 4 年度、第 3 期：令和 5 年度～令和 8 年度）」に基づき、各外郭団体において「地方創生・経営健全化計画」を策定し、「経営健全化」と「地域活性化」の両立に資する事業運営が図られているところである。

本方針は、こうした取組をさらに一歩進め、現在の「地方創生・経営健全化指針及び計画」による取組と並行しつつ、しかしその一方で徳島県を取り巻く現下の情勢を踏まえ、外郭団体についてはゼロベースでその「必要性」や「県との役割分担」等を検証し、統廃合や民営化を含めた「外郭団体のあり方の再構築」を推進するために策定するものである。



第2 見直しの背景と目的

外郭団体については、公共性と企業性を併せ持ち、公共部門において民間の資金やノウハウを活用するための手法の一つとして、行政の機能を補完・代替する役割を果たしてきたところである。

一方、人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足や、行政ニーズの複雑多様化・高度化など、社会情勢が大きく変化していく中、将来にわたり効率的で質の高い行政サービスを提供していくためには、指定管理者制度の見直しや組織再編などの行政改革に加えて、県と密接な関係にある外郭団体のあり方について、見直しを行う必要がある。

第3 見直しの基本的考え方と方向性

次の3つの視点から、事業及び外郭団体の必要性等について検証した上で、統廃合や民営化を含めた外郭団体のあり方の見直しを進める。

なお、カッコ(【 】)内は、各項目における検討すべき見直しの方向性を参考として示すものである。

1 事業及び外郭団体の必要性

- (1) 外郭団体の役割が時代のニーズに即したものとなっているか。また、設立当初の目的が既に達成され、役割を終えていないか。

【役割の再検証、廃止、関与の縮小・解消】

- (2) 県との役割分担が重複なく明確であるか。責任と権限の所在は適切か。民間事業者等で事業を代替することはできないか。また、継続的に自立した経営を行えている場合、民営化(出資の解消)の余地はないか。

【役割分担の精査・整理、廃止、民間委託等への切替え、関与の縮小・解消】

- (3) 県が関与し続ける公共性・公益性があるか。また、地域の課題解決や活性化に向けて、外郭団体を活用する意義(他では代替できない強み)があるか。

【廃止、関与の縮小・解消】

2 事業手法と事業運営の効率性

- (1) 他の事業手法(県の直営、民間委託等)よりも効率的・効果的か。

【廃止、県直営又は民間委託等への切替え】

- (2) 事業運営は共同化や効率化など、デジタル技術の活用も含め、コスト削減とサービス向上の両立が図られているか。また、他の外郭団体との統合によるスケールメリット創出の余地はないか。

【統廃合、経営改善】

(3) 県の補助・委託等に対して、効果が確保されているか(費用対効果)。

【廃止、関与の縮小・解消、補助・委託等の縮小・終了】

3 県の財政的・人的関与、補助・委託等の妥当性

(1) 県の補助・委託等に過度に依存していないか、又は補助・委託等を前提とした経営となっていないか。また、自主財源の確保(収益力強化、寄附金収入の拡大等)の取組など、自立に向けた最大限の経営努力がなされているか。

【経営改善、補助・委託等の縮小・終了】

(2) 県の人的関与のあり方を含め、適材適所の人材配置が図られているか。

特に、県退職者(県OB)を雇用する場合は、雇用期間の長期化抑制、及び人件費に係る財源の状況が考慮されているか。

また、プロパー職員の育成や専門人材・プロフェッショナル人材の活用など、自立的又は効果的な運営体制の整備が図られているか。

【経営改善、機能強化、関与の縮小・解消】

(3) 他の都道府県における類似の外郭団体と比較して、県の財政的関与・人的関与、補助・委託等は妥当なものとなっているか。

【関与の縮小・解消、補助・委託等の縮小・終了】

(参考)用語の定義

【廃止】:廃止、解散

【関与の縮小・解消】:民営化等による財政的関与(損失補償(債務保証含む)又は出資若しくは出捐)の縮小・解消、人的関与(職員派遣又は退職者(県OB)の再就職)の縮小・解消

【役割の再検証】:役割が時代のニーズに即しているかの再検証

【役割分担の精査・整理】:県と外郭団体の役割分担の精査・整理

【民間委託等への切替え】:補助・委託先の民間事業者等への切替え

【県直営への切替え】:補助・委託の県直営への切替え

【統廃合】:集約、統合とそれに伴う廃止、解散

【経営改善】:事務の共同化、経営の効率化、収益構造の改善

【補助・委託等の縮小・終了】:県の補助、委託、貸付け等の縮小・終了

【機能強化】:専門人材・プロフェッショナル人材の活用、県との連携強化

第4 今後の見直しの進め方

1 経営課題の抽出

第3の「基本的考え方と方向性」に沿った検証を実施し、事業及び外郭団体の必要性や経営の自立性に関する現状と課題、県との役割分担とともに、「見直しの方向性」を明確にする。

2 具体的な見直しの実施

外郭団体ごとに「見直しの方向性」に応じて、令和8年度早期に具体的な見直しを実施する。

3 次期「地方創生・経営健全化指針(仮称)」の策定

現在の「地方創生・経営健全化指針」の対象期間が令和8年度までであることから、見直しと並行し、令和9年度からの新たな指針を策定する。